

## 山県市ふるさと応援寄附金支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 概要及び目的

本実施要領は、本業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとし、提案者は、本実施要領及び山県市ふるさと応援寄附金支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)の内容等を踏まえ、企画提案書及びその他必要な書類を提出するものとする。

当市のふるさと納税に関する業務のうち、返礼品の募集・開発に関する業務、当市が契約するふるさと納税ポータルサイトの管理及び寄附者対応等について、民間事業者に委託することで、返礼品の内容充実と調達・発送の迅速化を図るとともに、民間事業者の持つ専門的知識やノウハウを活用したPRの強化及び魅力的な返礼品開発等により、当市への寄附を増やすとともに当市の魅力発信及び地場産品の販路拡大など地域活性化に期待するものである。

公募型プロポーザル方式により、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名称

山県市ふるさと応援寄附金支援業務

#### (2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで(自動更新あり)

※なお、契約締結日から令和8年7月31日(金)までは履行準備期間とし、その間の支払いは発生しないものとする。

※契約満了後、双方の合意により契約を継続するものとする。

#### (3) 業務内容

山県市ふるさと応援寄附金支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。))の内容に基づいた業務

#### (4) 履行場所

山県市内及び本市が指定する場所

#### (5) 見積限度額(業務委託料の提案率)

##### ア 業務委託料

寄附額に対して、受託者が提案した率(上限5%以内)を乗じて算出された額(消費税及び地方消費税を除く)。

なお、寄附額は、仕様書の「4 前提」(2)に記載の①～⑦のポータルサイト経由での寄附及び直接寄附による寄附金額の合計とする。ただし、受託者において返礼品の発注や配送管理を行わない寄附については除く(災害支援に関連した寄附等)。

##### イ 返礼品代金

返礼品代金(梱包代等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む)として実費を支払う。当該返礼品に係る個別の寄附金額は、総務省の返礼品基準を加味した上で、返礼品代金が寄附金額の30%の範囲内となるよう本市が決定する。なお、返礼品代金に中間手数料等を上乗せすることは、一切認めない。

##### ウ 返礼品配送料

返礼品の配送料として実費を支払う。配送方法については、過剰包装ではない最

低限の包装かつ返礼品の品質に影響を及ぼさない方法による。なお、配送料に中間手数料等を上乗せすることは一切認めない。

### 3. 実施形式

公募型プロポーザル方式により企画提案を総合的に評価及び審査し、最優秀企画提案者を選定する。

### 4. 公募型プロポーザル参加資格に関する事項

公募型プロポーザルに参加する者(以下「提案者」という。)は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。なお、本プロポーザルにおいて、複数企業による共同企業体(コンソーシアム)での応募は認めない。ただし、業務の一部を下請として市の承諾の上、外部事業者へ委託することを妨げるものではない。その場合、受託者は下請先に係る業務遂行および情報管理等について、一切の責任を負うものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため市長が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)でないこと。
- (3) 山県市入札参加資格者名簿に企画提案書類の提出期限までに登録されている者。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 国税・市税の未納がない者。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者を経営に関与させている者ではないこと。
- (8) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

### 5. 公募型プロポーザル参加資格に関する失格要件

提案者が次の事項に該当すると市が判断した場合は失格とする。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他提案者の失格事項に相当するものと市が判断した場合

## 6. 募集スケジュール

項目	日程等
公告	令和8年4月1日(水)
実施要領等の配布	令和8年4月1日(水)から
質問受付期間	令和8年4月10日(金)午後5時まで
質問回答	随時
参加表明書の提出期限	公告の日から 令和8年4月17日(金)午後5時まで
企画提案書類の提出期限	令和8年4月30日(木)午後5時まで
審査(プレゼンテーション)の開催	令和8年5月13日(水)(予定)
審査評価結果・選定結果通知	令和8年5月中旬(予定)
契約締結	令和8年5月下旬(予定)

※日程については、当市の都合により変更する場合がある。

## 7. 募集の要領

### (1) 募集要項(本実施要項)の配布

【配付期間】令和8年4月1日(水)～

【配付方法】市HPからダウンロードによる配布とする。

### (2) 配布資料

- ①山口市ふるさと応援寄附金支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(本書)
- ②山口市ふるさと応援寄附金業務仕様書
- ③応募申請書(様式1号)
- ④質問書(様式2号)
- ⑤参加辞退届(様式3号)
- ⑥事業者概要書(様式4号)
- ⑦業務実績書(様式5号)
- ⑧参加表明書(様式6号)

### (3) 質問書受付

質問書(様式第2号)に記入の上、Eメールの件名を「山口市ふるさと応援寄附金支援業務委託質問(法人名)」として「13 問合せ及び応募先」宛てに送信し、電話で到着確認すること。

### (4) 質問回答

質問への回答は、市ホームページ上(本要領を掲載している画面と同一画面上)に随時掲載する。ただし、最優秀企画提案者選定に支障を来す恐れがあると判断した質問については、回答しないものとする。

### (5) 参加表明書の提出

参加表明書(様式6号)を提出すること。Eメールの件名を「山県市ふるさと応援寄附金支援業務委託参加表明(法人名)」として「13 問合せ及び応募先」宛てに送信し、電話で到着確認すること。

(6) 応募書類提出期限等

① 提出書類

日本工業規格A4判縦型にて作成し、提出すること。

- (ア) 応募申請書(様式第1号)
- (イ) 事業者概要書(様式第4号、パンフレット等も可)
- (ウ) 業務実績書(様式第5号、任意様式等も可)
- (エ) 企画提案書(任意様式)

※仕様書の内容を踏まえて作成すること。様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き(長辺綴じ、一部A3判資料折込使用可)、文字サイズは12ポイントを基本とする。ページ数に制限はないが、プレゼンテーションの時間(20分)を基本とする。できる限り具体的に提案し、専門知識を有しない者でも理解できるよう、極力平易な表現で記載すること。なお、理解しにくい用語や専門用語は、脚注を付記すること。

(オ) 見積書(業務遂行にあたり必要な経費の内訳を料率で記載すること)

② 企画提案書記載事項

企画提案書には別紙 仕様書「7. 業務委託内容の詳細」に挙げる業務について記載するとともに、次に挙げる内容は必ず記載すること。

(ア)事業の実施計画

- ・全体計画に関する提案
- ・寄附管理業務に関する提案
- ・寄附の増加を図るための業務に関する提案
- ・その他、地域振興施策等に有効な独自の提案

(イ)寄附目標額及び目標達成に向けた取り組み

- ・事業による成果見込みに関する提案

当市の現状分析を行い、各年度の寄附目標額を記載すること。また、その目標額を達成するために実施することを記載すること。なお、実施する内容は、根拠をもった内容とすること。

- ・主力返礼品のプロモーションに係る提案

市の主力返礼品であるシャワーヘッドについて、寄附額の更なる拡大を図るための戦略、プロモーション手法に係る具体的な提案を行うこと。また、シャワーヘッドの市場動向や競合分析を踏まえ、本市の強みを活かした効果的な訴求方法を示すこと。

(ウ)業務の実施体制

- ・事業の実施体制
- ・事業実施の能力、実施実績
- ・事業責任者、実務担当者の知識、経験、資格等
- ・事業費の積算

③ 提出部数

正本 1部(提出書類 ①(ア)~(オ))

副本 7部(提出書類 ①(ア)~(オ))

④ 提出方法

(ア)「13 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先」へ郵送(必着)又は持参により提出すること。持参の場合の受付時間は9時から17時(土日祝日は除く。)までとする。郵送の場合は当日必着とする。

(イ)参加表明書提出後、公募型プロポーザルへの参加を辞退する者は参加辞退届(様式第3号)1部を「13 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先」提出すること。

⑤ 制約事項

(ア)提出書類の作成および提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ)提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ウ)提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ)提出された書類等は、提出期限後の差し替えおよび再提出は一切受け付けない。

(オ)提出された書類等は、全て返却しない。

(カ)提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

## 8. 最優秀企画提案者評価・選定方法

山県市ふるさと応援寄附金業務委託企画提案審査会(以下「審査会」という。)において審査を行う。

(1) 書類選考

5者以上の応募があった場合、書類選考を実施する。5者以下の場合、「8 企画提案書類」の提出者すべてを一次審査による選定者とする。書類選考の結果は企画提案書提出者全員に対し、令和8年5月8日(金)(予定)に、電子メールにて通知する。

(1) 審査会

企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施し、受託候補者を選定する。

① 開催期日

令和8年5月13日(水)予定

② 実施時間

1事業者40分程度(準備時間5分、説明20分以内、質疑10分程度)とする。

③ 出席者

1事業者3名以内とし、当業務の担当予定者がプレゼンテーションを実施すること。

④ その他

(ア)プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って説明すること。

(イ)プレゼンテーションに参加しなかった者は辞退したものとみなす。

(ウ)開催期日及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、令和8年5月8日(金)(予定)に、電子メールにて通知する。

(エ)審査は、受託候補者の優先順位を決定するものであり、本市は審査の結果、合計点が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。次点は第二優先交渉権者とする。また、以降も同様とする。

(オ)プレゼンテーションは提出書類を使用して実施することとし、パソコンを使用する場合は事前に申し出た上で当日持参すること。なお、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル及び延長コードは本市において用意する。

(カ)審査は非公開とする。

## (2) 評価方法

- ① 提案内容が、仕様書の要件を満たしており、かつ、上限額の範囲の価格を提示した者を評価の対象とする。
- ② 最優秀企画提案者の選定に際しては、別添「山県市ふるさと応援寄附金支援業務委託 公募型プロポーザル 評価基準」により、各評価項目の得点を加点する方法で総合的に評価する。

## (3) 審査結果通知

審査結果は、受託候補者の選定後にプレゼンテーションに参加したすべての提案者に対して後日文書で通知する。なお、審査経過については公表せず、審査結果についての意義申し立ては受けない。

## 9. 契約手続き等

### (1) 契約方法

- ア 最優秀企画提案者と市は企画提案書の内容をもとに協議を行い、業務の内容に係る具体的な仕様を確定し、改めて見積書を徴取した上で契約を締結する。
- イ 最優秀企画提案者と市との間で協議が整わない場合又は最優秀企画提案者が契約を辞退した場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 10. 著作権等

- (1) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。
- (2) 提出書類は、協議の実施および契約の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

## 11. 公正な提案競技の確保

公正なプロポーザルを実施するため、提案者が次の(1)から(4)の行為を行った場合は、審査対象から除外する。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為
- (2) 競技を制限する目的で他の提案者と参加意思又は提案内容について相談する行為
- (3) 最優秀企画提案者の選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示する行為
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為

## 12. その他

- (1) 応募申請書(様式第1号)又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、提案が無効となることがあるので留意すること。
  - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
  - イ 作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則非公開とする。ただし、市情

報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

- (3) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) この募集に伴いプロポーザル応募に要した費用は応募事業者の負担とする。

### 13. 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先

〒501-2192

岐阜県山県市高木1000番地1 山県市企画財政課

電話番号:0581-22-6825

ファックス番号:0581-27-2075

メールアドレス:furusato@city.gifu-yamagata.lg.jp

### 14. 添付書類等

- (1) 応募申請書(様式第1号)
- (2) 質問書(様式第2号)
- (3) 参加辞退届(様式第3号)
- (4) 事業者概要書(様式第4号)
- (5) 業務実績書(様式第5号)
- (6) 参加表明書(様式第6号)